

平成 18 年度 第 3 回 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

議事要旨

■ 日 時：平成 19 年 3 月 28 日（水） 10：00～12：00

■ 出席者：久保田座長、赤瀬委員、秋山委員、安藤委員、飯島委員、生田委員、伊澤委員、鵜澤委員、老沼委員（代理出席：川崎氏）、大濱委員、尾上委員、川内委員、小林委員、笹川委員、志々田委員、田内委員、隆島委員、田中委員、塚本委員、中村委員、安元委員、山本委員

■ 議事概要

○ 提言（案）についての主な意見は以下のとおり

[ネットワーク計画]

- ・ 分かりにくい言葉には、解説をつけることが必要。
- ・ 交通バリアフリー法を否定しているような印象を与えないようにすべき。
- ・ バリアフリーネットワーク計画のイメージ図を分かりやすくすべき。

[バリアフリー化水準の向上]

- ・ 高齢者、障害者等の自主努力を求めるような表現とするのではなく、教育プログラムの提供等が必要なことなどを示した方が良い。
- ・ 基本構想の大切さを示すべき。
- ・ 「User / Expert」は利用者全体について当てはまるものである。
- ・ 高齢者、障害者等の暮らしや気持ちの理解のみではなく、介助方法などの技術的な面への理解も必要。

[障害種別に応じた配慮]

- ・ 「誰が見てもわかりやすい」ことは困難であり、表現を修正すべき。
- ・ 「条件を満たす」は言い過ぎではないか。「以下に配慮する」程度の柔軟な書き振りにすべき。
- ・ 「不注意による危険防止のため」は「見落としによる」と改めた方がよい。

[新たに追加する道路構造]

- ・ 但し書き部分の考えが特に重要である。濫用されないよう周知、徹底すべき。
- ・ カラー舗装について、弱視者にとってはカラー舗装と誘導用ブロックの輝度比が重要であることを追記すべき。
- ・ 発達障害を考慮した場合、カラー舗装の整備を推進すべき。

[横断歩道部の歩車道境界の構造]

- ・ 段差だけではなく段差前後の勾配も重要な要因であることなど、実験から得られた知見も記載することが必要。

- ・ 縁端部の段差が無くなると、視覚障害者の通行の安全性の確保に支障が生じる。「安全かつ円滑な」と記述すべき。
- ・ 盲導犬は停止位置を段差で判断するよう教育されていることも考慮すべき。
- ・ 縁石の表面勾配についても記載すべき。

[視覚障害者誘導用ブロック]

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの現在の敷設方法は 20 年前に検討されたものであり、敷設方法を見直す時期ではないか。
- ・ 巻き込み部の歩車道境界が曲線となってしまうような小さな交差点における視覚障害者の直進性を保つ工夫を検討すべき。
- ・ 「視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）」がどのようなものかが分かるよう、具体的なイメージを示すべき。

[立体横断施設]

- ・ 可能であれば、立体横断施設と横断歩道を併設している事例を示して欲しい。

[乗合自動車停留所]

- ・ 歩道のない道路におけるバス停の写真について、民活が可能になった経緯などを補足すべき。
- ・ バス停のバリアフリー化については数値目標を設けるなど、計画的なバス停の整備が重要。

[案内標識]

- ・ 勾配情報の追加などにより情報が増え、全体としてわかりづらくなることもある。また、「目立つ色彩を使用すること」が必ずしも良いとは限らない。情報の全体的なバランスを考えなければならない。
- ・ 「弱視者に配慮し色のコントラストを強くする」について、色コントラストと明暗コントラストは異なり表現がわかりづらいことから、「一定の明度差を担保する」としてはどうか。
- ・ 1つの案内板に周辺の案内板の位置を表示すると、案内板を辿りながら歩くことができるのではないか。
- ・ 通り名で道案内方式について、案内方法など取り組みについて誤解を招かないよう分かりやすく表現すべき。
- ・ 案内標識の配置の考え方についても追記すべき。

[その他]

- ・ ガイドラインの作成においては、考え方を含めて理解されるような配慮が必要。

以上